茅野市人権尊重に関する条例

平成 12 年 3 月 27 日 条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民が基本的人権を享有し、法の下に平等であることを保障した日本 国憲法の理念と、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて 平等である。」とした世界人権宣言の精神にのっとり、あらゆる差別をなくし、市民一人一人の人権 が尊重される住みよいまちづくりを目的とする。

第 2 条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、市が行う施策に協力するとともに、自らも人を思いや る人権意識の向上に努めるものとする。

(教育及び啓発運動の推進)

第 4 条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、人権を尊重する社会環境を醸成するため、教育及び啓 発運動の推進に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 5 条 市は、施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を図り、推進体制の充実 に努めるものとする。

(審議会の設置)

第 6 条 市長の諮問に応じ、人権尊重に関する施策について調査し、及び審議するため、茅野市人権 尊重審議会を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。